

青森市競輪実施条例の一部を改正する条例案の概要

1. 条例改正の趣旨

青森市競輪実施条例第3条の使用競輪場の規定を改め、青森競輪場以外の競輪場において競輪の開催を可能とするものとし、本市競輪事業の活性化及び経営の改善に資するための、「環境整備」を行うものである。

2. 事業環境の変化に対応

(1) 借上開催の導入(他場との連携促進)

メリット

- ・冬期間に他場での開催が可能となる。
- ・ナイター競輪ができる都市での開催が可能となる。



競輪業界全体が成長戦略に取り組んでいく中で、青森市において適時適切な対応が可能となり、経営の柔軟性が向上

【参考】(競輪最高会議) 競輪業界が早期に取り組む成長戦略
ミッドナイト競輪の拡大施策(借上・共催での開催)、ガールズケイリン、
ナイター発売の強化等としている。

他都市事例

現在、立川市などが他場との連携(共同開催方式による重勝式車券の統一発売)を実施している。また、全国の競輪施行者において、他場との連携促進を検討しており、一部施行者が条例改正を行っている。

(2) 事業リスク対応

災害等により競輪の開催ができなくなった場合に備え、売上減少を最小限に止め、適時に他の競輪場を借り上げて競輪を実施できる環境を予め整えておくものである。

他都市事例

平成23年3月の東日本大震災の際には、茨城県の取手競輪場が被災し、条例改正の措置を行い、松戸競輪場を借り上げて競輪を開催。

(仮称) 青森市競輪事業施設等整備基金条例案の概要

1. 趣 旨

- 将来の活性化投資や老朽化施設の整備等、競輪事業の情勢変化に的確に対応するための現在の基金残高は十分ではなく、資金力、投資力が弱い状況にある。
- 経営強化のため、施設整備等への使途を特定目的とした基金を設置し、計画的な積立を行い今後の経営課題に備える必要がある。
- 青森競輪各施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、青森市競輪事業施設等整備基金を設置するものである。(青森競輪中期経営計画(平成26~32年)に位置付け)

※今後の経営課題(施設面)

- ①本場施設耐震化対応
- ②新場外車券売場設置検討
- ③本場、藤崎場外施設の老朽化
- ④バンク改修

2. 既存の基金について

【既存】競輪事業運営調整基金…赤字補填など財源調整を目的とし健全な運営に資するため、設置しているものである。

デメリット……… 地方財政法に基づく公営競技納付金について、制度上、使途を特定しない基金(財政調整基金)に積立を行った場合や繰出金は収益扱いとされ、収益(既存基金+繰出金)が増加すれば納付金が増加する。

⇒経営努力を阻害する

【新規】青森市競輪事業施設等整備基金

⇒ メリット

施設整備等へ使途を特定した基金に積み立てを行うことにより、公営競技納付金の制度上、競輪事業の経費として認められることから、納付金の増加につながらず、中長期的に見た場合、資金力・投資力の強化につながり、将来の再投資に有効である。